

化学物質の室内濃度調査要領

1 測定物質（揮発性有機化合物）

- (ア) ホルムアルデヒド
- (イ) トルエン
- (ウ) キシレン
- (エ) エチルベンゼン
- (オ) スチレン

2 測定住戸及び居室

住棟ごとに、建設戸数の10%以上とし、1住戸につき、2室以上の居室で測定する（日照の多い南側の居室を原則とする）こと。

3 採取条件

品確法に基づく評価方法基準第5の6-3(3)のイに定める採取条件によること。

4 測定方法

品確法に基づく評価方法基準第5の6-3(3)のロに定める測定方法によること。

5 報告書の作成

品確法調査後、遅滞なく調査結果を取りまとめ、下記について報告書等を提出すること。

- (ア) 測定物質の名称
- (イ) 測定物質の濃度
- (ウ) 測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称及び点検記録書
- (エ) 採取を行った年月日
- (オ) 採取を開始した時刻及び終了した時間
- (カ) 内装仕上げ工事を完了した年月日
- (キ) 空気を採取した居室の名称
- (ク) 採取中の室温又は平均の気温
- (ケ) 採取中の相対湿度又は平均の相対湿度
- (コ) 採取中の天候及び日照の状況
- (サ) 採取前、採取中の換気及び冷暖房の実施状況
- (シ) その他測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすもの
- (ス) 測定物質のうちいずれか1つでも測定値が厚生労働省の指針値を上回った部屋については、考えられる理由、講じる措置を事前に県に報告し、県と協議後に、措置を講じ報告すること
- (セ) 測定時には各部屋の測定状況写真を撮影し、報告書に添付すること